

バランシンググループ内の インバランス料金の連帯債務について

第9回 料金制度専門会合 事務局提出資料

2021年10月28日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

(空白)

バランシンググループ内のインバランス料金の連帯債務について

- 令和3年8月27日に開催された資源エネルギー庁の第38回電力・ガス基本政策小委員会において、バランシンググループ（以下、「B G」という。）を組成している場合におけるリスク管理の在り方等について、議論が行われたところ。
- その中で、B Gに所属する小売電気事業者（以下、代表契約者を「親B G」、代表契約者以外を「子B G」という。）がインバランス料金の連帯債務を負っていることに鑑み、当該連帯債務のリスクの在り方について、電力・ガス取引監視等委員会において検討することとされた。
- そこで、本日は、当該論点に関し、①小売電気事業者による適切なリスク評価・管理を可能とする観点から、B Gに加入せず、連帯債務のリスクを負わない形をとりつつ、B G加入と同様の価値の提供を受けることが可能と考えられるスキームについて、「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」（以下、「リスクマネジメントに関する指針」という。）に明記することの適否、②リスクそのものを見直す観点から、インバランス料金の連帯債務の見直しの可否、について議論することとしたい。
- また、本日の議論を踏まえ、次回の専門会合において、当該論点についてとりまとめることとしたい。

(参考)【論点3】小売電気事業者における望ましい行為②

- 小売電気事業者の中には、
 - － 親BGとして、複数の子BGとともに共同でバランシンググループ（以下、「BG」という。）を形成し、全体の需給管理を行う者や、
 - － 子BGとして、需給管理は親BGに委ねる形で事業を行う者も存在。
- このようにBG全体で一体的にリスク評価・管理を行っている場合、**BG内の情報提供のあり方などが重要**となる。また、同BGに所属する小売電気事業者はインバランス料金の連帯債務を負っていることも鑑みれば、BG内の適切なリスク評価・管理は連鎖倒産を防止するなどの効果が期待でき、**需要家の保護の観点からも重要**であると考えられる。
- 他方で、これまで子BGが電力調達の方法、支払額の算定方法、脱退時の条件等について、理解が十分でなく、親BGと子BGとの間で相互不信が生じるケースなどが散見された。特に、親BGが子BGの需給管理も含めて行っているケースにおいては、調達コスト高騰した場合、BGに所属する全事業者に影響が及ぶため、子BGにとって、親BGのリスク評価・管理方針は、極めて重要な情報となる。
- このため、小売電気事業者が親BGとして代表契約者となる場合は、子BGやBGに所属を検討している小売電気事業者に対しては、**契約内容（BG内でのインバランス料金の債務分担の在り方など）、およびリスク評価・管理方針（電源調達における市場依存度など）について丁寧に説明することを望ましい行為**として、ガイドラインに位置付けることとしてはどうか。
- また、上記のとおり、**BG内に所属する小売電気事業者はインバランス料金の連帯債務のリスクがあるところ、当該リスクの在り方について、電力・ガス取引監視等委員会において検討を進めていくこととしてはどうか。**

(参考) 連帯債務に関する過去の整理について

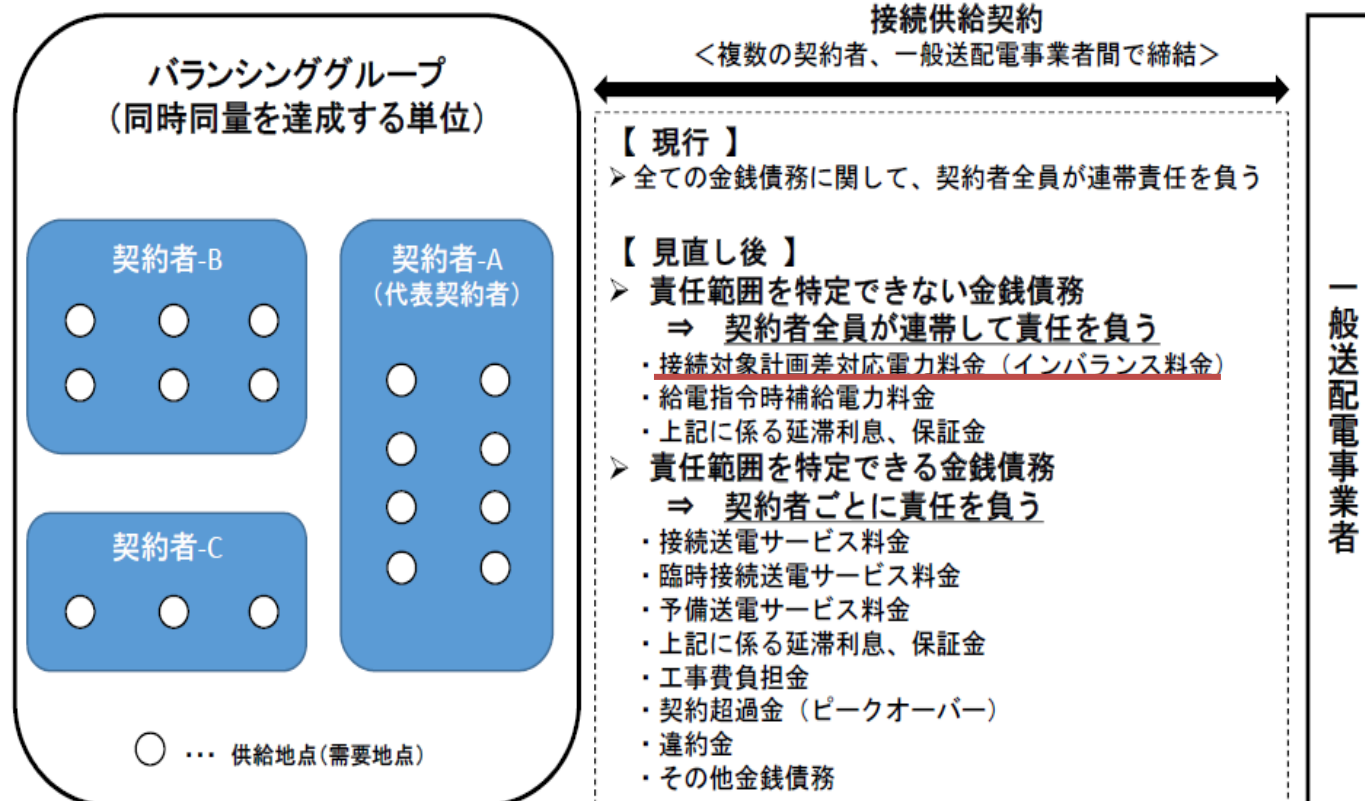
- 過去の電気料金審査専門会合において、インバランス料金は責任範囲を特定できないことを理由として、連帯責任（連帯債務）と整理されたところ。

2. 代表契約者制度の見直しについて(連帯責任の範囲)

第10回 電力・ガス取引監視等委員会
電気料金審査専門会合（平成27年11
月20日）資料6より抜粋 一部加工

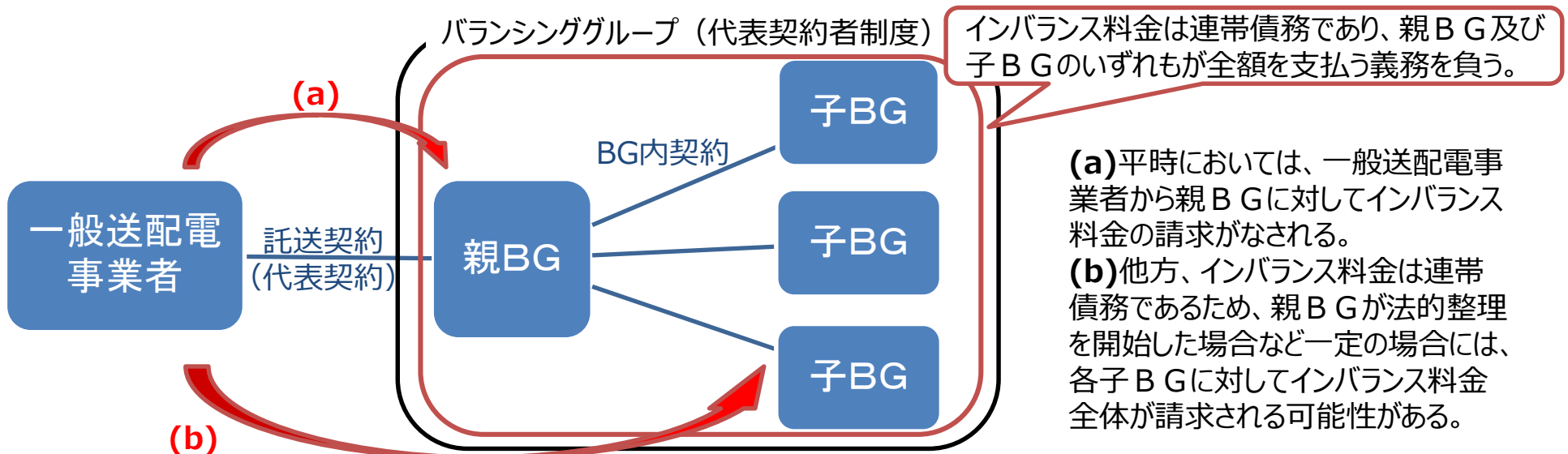
【連帯責任の範囲について】

- 責任範囲を特定できない金銭債務(供給地点ごとに設定できない料金等)は、連帯責任あり
- 責任範囲を特定できる金銭債務(供給地点ごとに設定される料金等)は、連帯責任なし



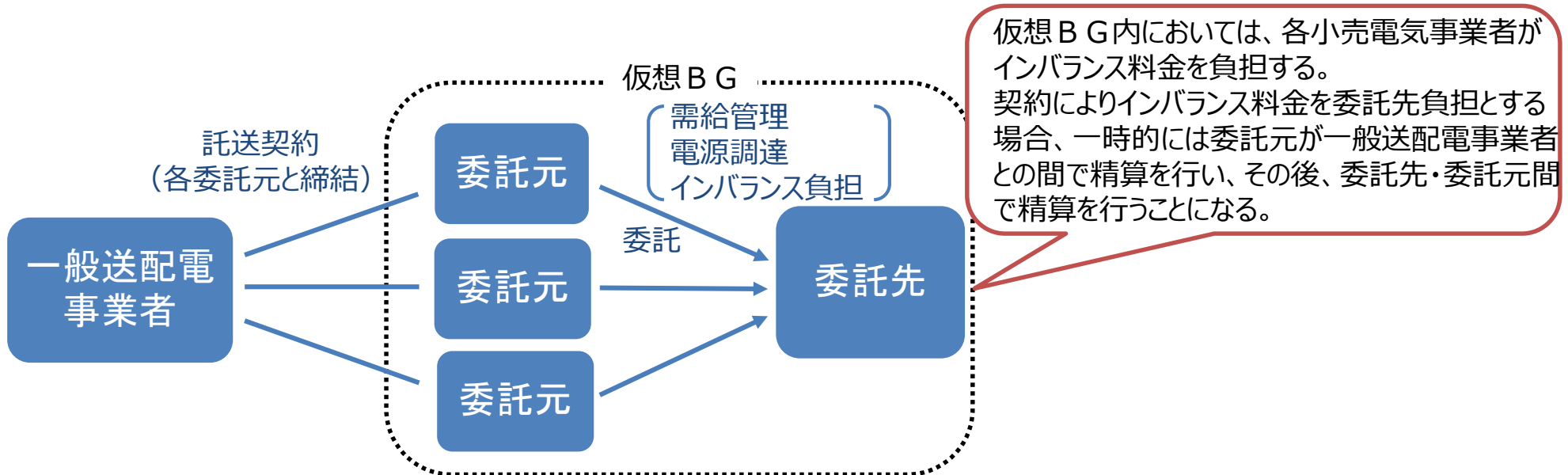
インバランス料金の連帯債務リスクについて

- 前記のとおり、過去の電気料金審査専門会合において、インバランス料金は連帯債務と整理されたが、子BGは、親BGが法的整理（破産、民事再生、会社更生等をいう）を開始した場合など一定の場合には一般送配電事業者からBGにおいて発生したインバランス料金全体について請求され得る立場にあり、事業規模に見合わない債務を負うリスクがある。現に、昨冬の需給ひっ迫時には、インバランス料金の高騰により、一部の子BGについて当該リスクが顕在化したところ。
- そこで、当該リスクを踏まえ、①小売電気事業者がBGに加入せず、連帯債務のリスクを負わない形をとりつつ、BG加入と同様の価値の提供を受けることが可能と考えられるスキームについて「リスクマネジメントに関する指針」に明記することの適否、②インバランス料金の連帯債務の見直しの可否、について検討を行った。



① 仮想 B G を「リスクマネジメントに関する指針」に明記することの適否について

- B G に加入することを検討している小売電気事業者による適切なリスク評価・管理を可能とすべく、B G 内における連帯債務のリスクを周知するほか、B G に加入せず、連帯債務のリスクを負わない形をとりつつ、B G 加入と同様の価値の提供を受けることが可能と考えられるスキームについて「リスクマネジメントに関する指針」に明記し、小売電気事業者に提示することが考えられる。
- 小売電気事業者が B G に加入する理由は様々であると考えられるが、B G に加入することにより提供を受けられる価値としては、需給管理、電源調達、インバランス負担、があるものとする。
- この点、小売電気事業者は、需給管理や電源調達を委託し、契約によりインバランス債務を委託先負担とする方法（以下、便宜的に「仮想 B G」という。）によっても、B G 加入と同様の価値の提供を受けることが可能と考えられる。



①仮想 B Gを「リスクマネジメントに関する指針」に明記することの適否について（続き）

- 仮想 B Gについては、以下のメリット・デメリットがあるものと考えられる。

<メリット>

- ✓ B G加入と同様の価値の提供を受けることが可能と考えられる。
- ✓ B Gを組成する場合と比して、契約の締結・解約が柔軟、手続が簡便と考えられる。
- ✓ インバランス料金の責任範囲が明確となる。

<デメリット>

- ✓ B G全体でのインバランスの相殺ができない。他方、仮想 B G内において余剰インバランスと不足インバランスについて事後的に精算を行うことで仮想 B G内での収支を相殺することは可能と考えられる。
 - ✓ 仮想 B Gについて、インバランス料金を委託先負担とする場合でも、一時的には委託元が一般送配電事業者との間で金銭の授受を行う必要（その後、委託先・委託元間で再度金銭の授受が必要）があり、事務コストが発生する。
- 仮想 B Gについては、現行制度上も可能なスキームであるところ、B Gに加入する以外の選択肢として「リスクマネジメントに関する指針」に明記することが適切か。

②インバランス料金の連帯債務を見直すことの可否について

- 子 B G のインバランス料金の連帯債務リスクを踏まえ、インバランス料金の連帯債務を見直し、親 B G の法的整理開始時など一定の場合に、インバランス料金を電力使用量など一定の割合に応じて按分し分割債務とすることで、子 B G に連帯債務を負わせないといったことが考えられるか。
- インバランス料金の分割債務化については、以下のメリット・デメリットがあるものと考えられる。

<メリット>

- ✓ 親 B G の倒産時など、一般送配電事業者が子 B G に対してインバランス料金の支払いを求める場合に、子 B G のインバランス料金負担に上限が設けられることとなるため、連鎖倒産を回避できる可能性がある。
- ✓ 各子 B G の負担割合が明確となるため、インバランス料金全体について支払いを求める場合と比して、各子 B G が支払いに応じる可能性があると考えられる。もっとも、B G 内の需給管理と乖離した形の負担であった場合、支払いに応じる可能性が低くなるとも考えられる。

<デメリット>

- ✓ 分割債務として B G 内の需給管理と乖離した形で事業者の負担割合が決まると、インバランスを発生させたとしても責任範囲が限定されることになることから、需給管理をおろそかにするなど、モラルハザードが生じるおそれがある。
- ✓ 分割債務とした場合、負担割合が決まることで、生じたインバランス料金の全額を一般送配電事業者が回収できない可能性が生じる。なお、一般送配電事業者の回収不能分は最終的には需要家負担になると考えられ、小売電気事業者の事業リスクを一般の需要家の負担により軽減するものとなる。

②インバランス料金の連帯債務を見直すことの可否について（続き）

- もっとも、インバランス料金を一定の場合に分割債務とする案については、以下の問題点もあり、相当のハードルがあるものと考えられる。
 - ✓ 過去の電気料金審査専門会合において、インバランス料金は責任範囲を特定できないことを理由として、連帯責任（連帯債務）と整理されたところ、当該インバランス料金の性質は変わっていない中、制度変更を行うことの妥当性
 - ✓ 子B Gは、B Gに加入することによるメリット、連帯債務のリスクを勘案した上でB Gに加入し、平時においてB Gに属することによる利益を享受しているところ、親B Gの法的整理開始時など一定の場合に、子B Gの負担を軽減させる措置を講じることの合理性・必要性
 - ✓ 子B Gの連帯債務のリスクについては、親B Gの法的整理開始時に顕在化する可能性が高いものの、平時であっても、例えば親B Gのインバランス料金の支払いが滞っている場合には、一般送配電事業者から子B Gに対して連帯責任に基づく請求が行われる可能性はある。
⇒このような場合があることを踏まえ、親B Gの法的整理開始時に限らず、平時においてもB G内のインバランス料金について分割債務とすることが考えられるが、その場合、現行のB G制度との乖離が問題とならないか。
 - ✓ B G制度は電気事業法上に位置付けられておらず、B G内契約は多種多様であるが、託送供給等約款においてB G内契約を統一的に規律することの是非

まとめ：B G内のインバランス料金（連帯債務）について

- 以上のとおり、B G内のインバランス料金の連帯債務リスクに関して、①仮想B Gを「リスクマネジメントに関する指針」に明記することの適否、②インバランス料金の連帯債務を見直すことの可否、について検討を行った。
- 仮想B GとB Gの共通点・相違点を踏まえ、仮想B GをB Gに加入する以外の選択肢として「リスクマネジメントに関する指針」に明記することが適切か（論点①）、インバランス料金を一定の場合に分割債務とすることについて、メリット・デメリットや問題点を踏まえて可能かどうか（論点②）、本日の議論を踏まえ、次回の専門会合においてとりまとめることとしたい。